別表第三（第三条第四項関係）　収穫量調査

作物	区域	
（略）	（略）	
大豆	全国の区域	収穫期
（略）	（略）	（略）
陸稲、かんしょ及びえん麦（緑肥用）	全国の区域	収穫期
牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴーその他飼料作物（その他飼料作物にあっては、全国の区域を調査する年に調査する。）	全国の区域	収穫期
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（サラダ菜を除く。）、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも及びれんこん	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県、当該作物ごとに畑作物共済事業を実施する都道府県及び当該作物ごとに特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県（野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条の規定に基づく指定野菜にあっては、同法第四条第一項の指定を受けた野菜指定産地を含む都道府県を含む。）の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、五年ごとに全国の区域とする。	収穫期
（略）	（略）	（略）
花き 花き全体の生産額に占める生産額のシェアが一パーセント以上の種類について、統計部長が定める。	調査対象品目ごとに全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、五年ごとに全国の区域とする。	収穫期
（略）	（略）	（略）

別表第三（第三条第四項関係）　収穫量調査

作物	区域	
（略）	（略）	
大豆	全国の区域	九月一日
（略）	（略）	（略）
陸稲、かんしょ及びえん麦（緑肥用）	全国の区域	収穫期
牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴーその他飼料作物（その他飼料作物にあっては、全国の区域を調査する年に調査する。）	全国の区域	収穫期
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも及びれんこん	全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県、当該作物ごとに畑作物共済事業を実施する都道府県及び当該作物ごとに特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県（野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条の規定に基づく指定野菜にあっては、同法第四条第一項の指定を受けた野菜指定産地を含む都道府県を含む。）の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、三年ごとに全国の区域とする。	収穫期
（略）	（略）	（略）
花き 花き全体の生産額に占める生産額のシェアが一パーセント以上の種類について、統計部長が定める。	調査対象品目ごとに全国作付面積のおおむね八割を占めるまでの上位都道府県の区域とし、都道府県は統計部長が定める。 ただし、三年ごとに全国の区域とする。	収穫期
（略）	（略）	（略）